

令和 2 年度第 1 回桑名市空家等対策協議会
(措置部会)
【開催記録】

桑名市役所 本庁舎 5 階中会議室
令和 2 年 8 月 3 日(月)午前 10 時 00 分開催

【事項書】

1. 議題

特定空家等への対応について

【桑名市空家等対策協議会（措置部会）委員出席名簿】

（あいうえお順・敬称略）

協議会(措置部会)委員	法告示専門分野	所属等
伊藤 隆	消防職員	桑名市消防本部予防課長
岩崎 恭典 (措置部会長)	大学教授等	四日市大学 学長 総合政策学部 教授
佐野 功児	一級建築士	三重県建築士会 理事
橋本 正興	警察職員	桑名警察署生活安全課長
藤原 隆	自治会役員	桑名市自治会連合会 会長

【開催状況】

令和2年度第1回	委員	事務局	傍聴者
会議出席者等人数	5	7	0 (非公開)



【開催記録】

【事務局】 本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、只今から、令和2年度第1回桑名市空家等対策協議会の措置部会を開催いたします。部会の運営上必要な司会進行役を務めます、都市整備課の眞柄でございます。どうぞよろしくお願ひ致します。

なお、本日の会議におきましては、新型コロナウィルス感染症の予防対策として、換気のため窓を開放しておりますのでご理解いただきますようよろしくお願ひ致します。

本日は、措置部会の委員7名中5名のご出席を頂きましたので、桑名市空家等対策協議会要綱第6条第2項の規定に基づき、会議として成立いたしております。

また、本日の措置部会は、桑名市情報公開条例第7条に規定する非開示情報に該当する事項を含むため、非公開とさせていただきます。

会議資料につきましては、配布資料一覧によりご確認のうえ、会議中に不足や乱丁など、お気づきになられた点は、事務局までお申し付けいただきますようお願ひいたします。それでは、会議の開催に先立ちまして、西尾部長から一言ご挨拶をお願いいたします。

【西尾部長】 皆様、おはようございます。都市整備部長の西尾です。

委員の皆様には大変お忙しい中、会議にご出席を頂きお礼申し上げます。

現在、コロナ渦で特に北勢地域で急増しているような状況ではございますが、感染予防対策を徹底した上で、会議を開催させていただきたいと思います。

空き家対策につきましては、令和2年4月8日に国土交通省住宅局がプレス発表しておりますが、空家法施行から4年半ということで、対策計画は全国で63%策定されているという状況です。また、特定空家等につきましては7552件で、代執行は196件実施されたと発表されております。

そのような中、当市としましても、本日の議題にあります案件につきましては、代執行での対応を考えておりますので、お集まりの委員の皆様方の忌憚のないご意見等をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせて頂きます。

【事務局】 ありがとうございました。

それでは、委員の皆様を事務局から、簡単にご紹介させていただきます。資料の委員等名簿をごらんください。五十音順でご紹介させていただきます。

伊藤委員でございます。桑名市消防本部 予防課長でいらっしゃいます。

岩崎委員でございます。四日市大学 学長でいらっしゃいます。

佐野委員でございます。三重県建築士会 理事でいらっしゃいます。

橋本委員でございます。桑名警察署 生活安全課長でいらっしゃいます。

藤原委員でございます。桑名市自治会連合会 会長でいらっしゃいます。

委員の皆様方どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、法務局職員の庄司委員、弁護士の渡邊委員におきましては、本日はご欠席となっております。

それでは、今回の措置部会は、事前に岩崎委員が部会長として指名されておりますので、同要綱第7条第5項の規定に基づき、事項書の議題から会議の進行を部会長にお願いしたいと思います。

(これより議題については非公開)

【部会長】 では、以後の進行については事務局にお返しします。

【事務局】 ありがとうございました。

以上をもちまして、桑名市空家等対策協議会の措置部会を終了いたしますが、この後11時より引き続き全体会を開催させていただきますので、お時間までこのまましばらくお待ちいただきますようお願ひ致します。

令和2年度第1回桑名市空家等対策協議会

(措置部会)

【配布資料一覧】

1. 事項書

2. 協議会委員等名簿

3. 桑名市空家等対策協議会要綱

4. 令和2度第1回桑名市空家等対策協議会（措置部会）議題資料

●議題資料

空家等対策の推進に関する特別措置法・・・(資料1)

「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）・・・(資料2)

桑名市空家等指導要綱・・・(資料3)

行政代執行法・・・(資料4)

●議題説明のスライドの写し

令和2年度第1回桑名市空家等対策協議会

(措置部会)

日時：令和2年8月3日(月)10時00分～
場所：桑名市役所 5階 中会議室

【事項書】

1. あいさつ
2. 議題 特定空家等への対応について

令和2年度桑名市空家等対策協議会（措置部会）委員等名簿

【協議会（措置部会）委員名簿】

(あいうえお順・敬称略)

協議会（措置部会）委員	法告示専門分野	所属等
伊藤 隆	消防職員	桑名市消防本部予防課長
岩崎 恭典 (措置部会長)	大学教授等	四日市大学 学長 総合政策学部 教授
佐野 功児	一級建築士	三重県建築士会 理事
庄司 日出紀	法務局職員	津地方法務局桑名支局表示登記専門官
橋本 正興	警察職員	桑名警察署生活安全課長
藤原 隆	自治会役員	桑名市自治会連合会 会長
渡邊 功	弁護士	三重県弁護士会 会員

【事務局職員名簿】

(R2.4.1一部改正)

事務局職員	事務局:都市整備部 都市整備課 (括弧内:ワーキング会議での役割)
西尾 英哲	都市整備部 部長
山下 範昭	〃 次長
高柳 貴久藏	〃 都市整備課長 (全体幹事)
眞柄 光作	〃 都市整備課 課長補佐兼建築指導係長 (措置班)
堀田 翼	〃 都市整備課 建築指導係 主任 (施策班)
三浪 智弘	〃 都市整備課 建築指導係 主任 (措置班)
伊藤 潤	〃 都市整備課 建築指導係 主任 (施策班)

【桑名市空家等対策協議会事務局】

〒511-8601 : 桑名市中央町2丁目37番地 (市役所4階) 桑名市都市整備部都市整備課内
連絡先 【Tel : 0594-24-1295、Fax : 0594-23-4116、E-mail : tosiseim@city.kuwana.lg.jp】

○桑名市空家等対策協議会要綱

平成28年3月31日
告示第93号

(趣旨)

第1条 この告示は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第7条の規定に基づき、桑名市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、法の例による。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について、協議を行うものとする。

- (1) 法第6条に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) その他空家等対策の推進に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会は、法第7条第2項に規定する者のうちから市長が必要と認める者を委員として選任又は任命し、15人以内で組織する。

2 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときにおける補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 協議会の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長は市長とし、副会長は委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(部会)

第7条 協議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第5条第3項の規定は部会長の職務について、前条の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第5条第3項及び前条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、第5条第3項及び前条中「協議会」とあるのは「部会」と、前条第2項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(秘密保持)

第8条 協議会又は部会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、都市整備部建築開発課において行うものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定めるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

空家等対策の推進に関する特別措置法

(目的)

第1条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第10条第2項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他 の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第3条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第4条 市町村は、第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第5条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- (2) 次条第1項に規定する空家等対策計画に関する事項
- (3) その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第6条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- (2) 計画期間
- (3) 空家等の調査に関する事項

- (4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
 - (5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項
 - (6) 特定空家等に対する措置（第14条第1項の規定による助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令又は同条第9項若しくは第10項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項
 - (7) 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
 - (8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
 - (9) その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
- 3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

（協議会）

- 第7条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。
- 2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。
- 3 前2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（都道府県による援助）

- 第8条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

（立入調査等）

- 第9条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。
- 2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（空家等の所有者等に関する情報の利用等）

- 第10条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別

区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第11条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するためには所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第13条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第12条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第13条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するためには所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第14条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えるなければならない。

5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第3項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第3項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

8 第6項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者

がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

- 10 第 3 項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第 1 項の助言若しくは指導又は第 2 項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第 3 項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、第 3 項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第 3 項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第 3 項の規定による命令については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第三章（第 12 条及び第 14 条を除く。）の規定は、適用しない。
- 14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

（財政上の措置及び税制上の措置等）

- 1 第 15 条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（過料）

- 1 第 16 条 第 14 条第 3 項の規定による市町村長の命令に違反した者は、50 万円以下の過料に処する。
- 2 第 9 条第 2 項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20 万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第 9 条第 2 項から第 5 項まで、第 14 条及び第 16 条の規定は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針 (ガイドライン)

【目次】

はじめに

第1章 空家等に対する対応

1. 法に定義される「空家等」及び「特定空家等」
2. 具体の事案に対する措置の検討
 - (1) 「特定空家等」と認められる空家等に対して法の規定を適用した場合の効果等
 - (2) 行政の関与の要否の判断
 - (3) 他の法令等に基づく諸制度との関係
3. 所有者等の特定

第2章 「特定空家等に対する措置」を講ずるに際して参考となる事項

- (1) 「特定空家等」の判断の参考となる基準
- (2) 周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがあるか否か
- (3) 悪影響の程度と危険等の切迫性

第3章 特定空家等に対する措置

1. 適切な管理が行われていない空家等の所有者等の事情の把握
2. 「特定空家等に対する措置」の事前準備
 - (1) 立入調査（法第9条第2項～第5項）
 - (2) データベース（台帳等）の整備と関係部局への情報提供
 - (3) 特定空家等に関する権利者との調整
3. 特定空家等の所有者等への助言又は指導（法第14条第1項）
 - (1) 特定空家等の所有者等への告知
 - (2) 措置の内容等の検討
4. 特定空家等の所有者等への勧告（法第14条第2項）
 - (1) 勧告の実施
 - (2) 関係部局への情報提供
5. 特定空家等の所有者等への命令（法第14条第3項～第8項）
 - (1) 所有者等への事前の通知（法第14条第4項）
 - (2) 所有者等による公開による意見聴取の請求（法第14条第5項）
 - (3) 公開による意見の聴取（法第14条第6項～第8項）
 - (4) 命令の実施
 - (5) 標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法による公示（法第14条第11項・第12項）
6. 特定空家等に係る代執行（法第14条第9項）
 - (1) 実体的要件の明確化
 - (2) 手続的要件（行政代執行法第3条～第6条）
 - (3) 非常の場合又は危険切迫の場合（行政代執行法第3条第3項）
 - (4) 執行責任者の証票の携帯及び呈示（行政代執行法第4条）
 - (5) 代執行の対象となる特定空家等の中の動産の取扱い
 - (6) 費用の徴収（行政代執行法第5条・第6条）
7. 過失なく措置を命ぜられるべき者を確知することができない場合（法第14条第10項）
 - (1) 「過失がなくて」「確知することができない」場合
 - (2) 事前の公告（法第14条第10項）
 - (3) 代執行の対象となる特定空家等の中の動産の取扱い
 - (4) 費用の徴収
8. 必要な措置が講じられた場合の対応

〔別紙1〕「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

〔別紙2〕「そのまま放置すれば衛生上有害となるおそれのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

〔別紙3〕「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

〔別紙4〕「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

〔参考様式1〕～〔参考様式8〕

はじめに

平成 26 年 11 月 27 日に公布された「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）においては、空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）が、空家等の適切な管理について第一義的な責任を有することを前提としつつ、法第 4 条において、住民に最も身近な行政主体であり、個別の空家等の状況を把握することが可能な立場にある市町村（特別区を含む。以下同じ。）が、地域の実情に応じた空家等に関する対策の実施主体として位置付けられている。法に基づく空家等対策の基本的な考え方については、「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」（平成 27 年 2 月 26 日付け総務省・国土交通省告示第 1 号。以下「基本指針」という。）により示されたところである。法に基づく空家等対策のうち、特に、法第 2 条第 2 項に定義される「特定空家等」については、法第 14 条各項において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が当該「特定空家等」の所有者等に対して講ずることができる措置が規定されている。市町村長は、周辺の生活環境の保全を図るために必要があると認められるときは、速やかに「特定空家等」の所有者等に対し、適切な措置を講ずべきである。他方、これらの措置については、強い公権力の行使を伴う行為が含まれることから、その措置に係る手続についての透明性及び適正性の確保が求められるところである。

以上を踏まえ、法第 14 条第 14 項の規定に基づき、「特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針」（以下「ガイドライン」という。）を定めるものである。

本ガイドラインは、市町村が「特定空家等」の判断の参考となる基準等及び「特定空家等に対する措置」に係る手続について、参考となる一般的な考え方を示すものである。したがって、各市町村において地域の実情を反映しつつ、適宜固有の判断基準を定めること等により「特定空家等」に対応することが適當である。また、措置に係る手続については、必要に応じて、手続を付加することや法令等に抵触しない範囲で手続を省略することを妨げるものではない。なお、法第 14 条第 1 項及び第 2 項に基づく「特定空家等」に対する助言・指導及び勧告については、本ガイドラインにおいては行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）上の関連規定を示しているところ、同法第 3 条第 3 項により市町村が行う行政指導については同法第 4 章の規定が適用除外とされていることから、実務的には本ガイドラインを参考としつつ、各市町村が定める行政手続条例等によることとなる。

また、本ガイドラインは、今後、法に基づく措置の事例等の知見の集積を踏まえ、適宜見直される場合があることを申し添える。

第 1 章 空家等に対する対応

1. 法に定義される「空家等」及び「特定空家等」

「空家等」の定義の解釈は、「基本指針」一 3 (1) に示すとおりである。「特定空家等」は、この「空家等」のうち、法第 2 条第 2 項において示すとおり、以下の状態にあると認められる「空家等」と定義されている。

- (イ) そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- (ロ) そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- (ハ) 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- (ニ) その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

2. 具体の事案に対する措置の検討

(1) 「特定空家等」と認められる空家等に対して法の規定を適用した場合の効果等

適切な管理が行われていない空家等のうち、法第2条第2項に定める「特定空家等」と認められるものに対して、法の規定を適用した場合の効果等について概略を整理する。

イ 「特定空家等に対する措置」の概要

市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導（法第14条第1項）、勧告（同条第2項）及び命令（同条第3項）することができるとともに、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、当該措置を自らし、又は第三者をしてこれをさせることができる（同条第9項）。

また、市町村長は、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる（同条第10項、いわゆる略式代執行）。

ロ 「特定空家等に対する措置」の手順

法に定める「特定空家等」として、法の規定を適用する場合は、法第14条に基づく助言又は指導、勧告、命令の手続を、順を経て行う必要がある。緊急事態において応急措置を講ずる必要がある場合であっても、法により対応しようとするのであれば同様である。これは、「特定空家等」の定義が「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある…と認められる空家等をいう」とされるなど、将来の蓋然性を考慮した判断内容を含み、かつ、その判断に裁量の余地がある一方で、その措置については財産権の制約を伴う行為が含まれることから、当該「特定空家等」の所有者等に対し、助言・指導といった働きかけによる行政指導の段階を経て、不利益処分である命令へと移行することにより、慎重な手続を踏む趣旨である。

なお、法と趣旨・目的が同様の各市町村における空家等の適正管理に関する条例において、適切な管理が行われていない空家等に対する措置として、助言又は指導、勧告、命令の三段階ではなく、例えば助言又は指導、勧告を前置せずに命令を行うことを規定している場合、上記のように慎重な手続を踏むこととした法の趣旨に反することとなるため、当該条例の命令に関する規定は無効となると解される。

ハ 固定資産税等の住宅用地特例に関する措置

「特定空家等」に該当する家屋に係る敷地が、固定資産税等のいわゆる住宅用地特例の対象であって、法第14条第2項に基づき、市町村長が当該「特定空家等」の

所有者等に対して除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告した場合は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 第 1 項等の規定に基づき、当該「特定空家等」に係る敷地について、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外される。

（2）行政の関与の要否の判断

市町村の区域内の空家等に係る実態調査や、地域住民からの相談・通報等により、適切な管理が行われていない空家等に係る具体的な事案を把握した場合、まず、当該空家等の状態やその周辺の生活環境への悪影響の程度等を勘案し、私有財産たる当該空家等に対する措置について、行政が関与すべき事案かどうか、その規制手段に必要性及び合理性があるかどうかを判断する必要がある。

（3）他の法令等に基づく諸制度との関係

空家等に係る具体的な事案に対し、行政が関与すべき事案であると判断された場合、どのような根拠に基づき、どのような措置を講ずべきかを検討する必要がある。適切な管理が行われていない空家等に対しては、法に限らず、他法令により各法令の目的に沿って必要な措置が講じられる場合を考えられる。例えば、現に著しく保安上危険な既存不適格建築物に対する建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく措置や、火災予防の観点からの消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく措置のほか、立木等が道路に倒壊した場合に道路交通の支障を排除する観点からの道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に基づく措置、災害における障害物の除去の観点からの災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく措置などである。状況によっては、措置の対象物ごとに異なる諸制度を組み合わせて適用することも考えられる。各法令により、目的、講ずることができるとする措置の対象及び内容、実施主体等が異なることから、措置の対象となる空家等について、その物的状態や悪影響の程度、危険等の切迫性等を総合的に判断し、手段を選択する必要がある。

3. 所有者等の特定

空家等の所有者等の特定方法としては、従来より、不動産登記簿情報による登記名義人の確認、住民票情報や戸籍謄本等による登記名義人や相続人の存否及び所在の確認等と併せ、地域住民への聞き取り調査等が行われているところである。

これらに加え、法第 10 条により、市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、法の施行のために必要な限度において内部利用できる（同条第 1 項）（特別区においては、区長からの提供の求めに応じて、都知事が当該情報の提供を行う（同条第 2 項））ほか、関係する地方公共団体の長等に対して、空家等の所有者等の把握に關し必要な情報の提供を求めることができる（同条第 3 項）こととされたことから、市町村長は、所有者等の特定に当たって、これらの規定を適宜活用することが考えられる。なお、法第 10 条に定める市町村長が内部利用等できる情報のうち、固定資産課税台帳

に記載された情報の内部利用等の取扱いについては、「固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について」(平成 27 年 2 月 26 日付け国住備第 943 号・総行地第 25 号) を参照されたい。

第 2 章 「特定空家等に対する措置」を講ずるに際して参考となる事項

「特定空家等に対する措置」を講ずるに際しては、空家等の物的状態が第 1 章 1. の(イ)～(ニ)の各状態であるか否かを判断するとともに、当該空家等がもたらす周辺への悪影響の程度等について考慮する必要がある。

また、「特定空家等」は将来の蓋然性を含む概念であり、必ずしも定量的な基準により一律に判断することはなじまない。「特定空家等に対する措置」を講ずるか否かについては、下記（1）を参考に「特定空家等」と認められる空家等に関し、下記（2）及び（3）に示す事項を勘案して、総合的に判断されるべきものである。なお、その際、法第 7 条に基づく協議会等において学識経験者等の意見を聞くことも考えられる。

（1）「特定空家等」の判断の参考となる基準

空家等の物的状態が第 1 章 1. の(イ)～(ニ)の各状態であるか否かの判断に際して参考となる基準について、〔別紙 1〕～〔別紙 4〕に示す。

なお、第 1 章 1. の(イ)又は(ロ)の「おそれのある状態」については、そのまま放置した場合の悪影響が社会通念上予見可能な状態を指すものであって、実現性に乏しい可能性まで含む概念ではないことに留意されたい。また、第 1 章 1. の(イ)～(ニ)に示す状態は、例えば外壁が腐朽して脱落することにより保安上危険となるおそれのある空家等が地域の良好な景観を阻害している場合のように、一件の「特定空家等」について複数の状態が認められることもあり得る。

（2）周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがあるか否か

「特定空家等」が現にもたらしている、又はそのまま放置した場合に予見される悪影響の範囲内に、周辺の建築物や通行人等が存在し、又は通行し得て被害を受ける状況にあるか否か等により判断する。その際の判断基準は一律とする必要はなく、当該空家等の立地環境等地域の特性に応じて、悪影響が及ぶ範囲を適宜判断することとなる。例えば、倒壊のおそれのある空家等が狭小な敷地の密集市街地に位置している場合や通行量の多い主要な道路の沿道に位置している場合等は、倒壊した場合に隣接する建築物や通行人等に被害が及びやすく、「特定空家等」として措置を講ずる必要性が高くなることが考えられる。

（3）悪影響の程度と危険等の切迫性

「特定空家等」が現にもたらしている、又はそのまま放置した場合に予見される悪影響が周辺の建築物や通行人等にも及ぶと判断された場合に、その悪影響の程度が社会通念上許容される範囲を超えるか否か、またもたらされる危険等について切迫性が高いか否か等により判断する。その際の判断基準は一律とする必要はなく、気候条件

等地域の実情に応じて、悪影響の程度や危険等の切迫性を適宜判断することとなる。例えば、樹木が繁茂し景観を阻害している空家等が、景観保全に係るルールが定められている地区内に位置する場合や、老朽化した空家等が、大雪や台風等の影響を受けやすい地域に位置する場合等は、「特定空家等」として措置を講ずる必要性が高くなることが考えられる。

第3章 特定空家等に対する措置

「特定空家等に対する措置」は、行政指導である助言又は指導（法第14条第1項）及び勧告（同条第2項）、不利益処分である命令（同条第3項）、代執行（同条第9項）、過失がなくて必要な措置を命ぜられるべき者を確知することができないときのいわゆる略式代執行（同条第10項）とに大別される。このうち、命令については、行政手続法第3章（不利益処分。ただし、同法第12条（処分の基準）及び第14条（不利益処分の理由の提示）を除く。）の規定を適用除外とし（法第14条第13項）、法において特例を定めている点に留意されたい（詳述は本章5. を参照）。

1. 適切な管理が行われていない空家等の所有者等の事情の把握

空家等の所有者等は当該空家等の所在地と異なる場所に居住していることから、自らが所有する空家等の状態を把握していない可能性や、空家等を相続により取得した等の事情により、自らが当該空家等の所有者であることを認識していない可能性等も考えられる。したがって、適切な管理が行われていない空家等について、まずは所有者等に連絡を取り、当該空家等の現状を伝えるとともに、当該空家等に関する今後の改善方策に対する考え方のほか、処分や活用等についての意向など、所有者等の主張を含めた事情の把握に努めることが望ましい。その際は、必ずしも書面で行う方法のみによる必要はなく、対面や電話等の通信手段を選択することも考えられる。

上記の事情把握は、必ずしも法第14条に基づく法律上の行為として行う必要はなく、例えば所有者等であると考えられる者に対し、事実確認のために連絡を取るなど事実行為として行うことも考えられる。

また、当該空家等が「特定空家等」に該当すると考えられる場合にあっても、直ちに法第9条第2項に基づく立入調査や法第14条第1項に基づく指導等の手続を開始するのではなく、把握した当該特定空家等の所有者等の事情を勘案し、具体的対応方策を検討することが考えられる。例えば、

- ・ 所有者等に改善の意思はあるものの、その対処方策が分からない
- ・ 遠隔地に居住しているために、物理的に自ら対策を講ずることができない
- ・ 経済的な対応の余地はあるが、身体的理由等により対応が困難である

等の場合には、状況に応じて、空家等の除却、改修、管理等に関する相談窓口や活用できる助成制度を紹介すること等により、解決を図ることも考えられる。

一方、危険が切迫している等周辺の生活環境の保全を図るために速やかに措置を講ずる必要があると認められる場合は、市町村長は所定の手続を経つつも法第14条の勧告、命令又は代執行に係る措置を迅速に講ずることが考えられる。

2. 「特定空家等に対する措置」の事前準備

(1) 立入調査（法第9条第2項～第5項）

市町村長は、法第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる（法第9条第2項）。この立入調査は、例えば、外見上危険と認められる空家等について措置を講じようとする場合、外観目視による調査では足りず、敷地内に立ち入って状況を観察し、建築物に触れるなどして詳しい状況を調査し、必要に応じて内部に立ち入って柱や梁等の状況を確認する必要がある場合に実施するものである。なお、立入調査は、必要最小限度の範囲で行うべきものである。

また、立入調査結果が、必ずしも法第14条第1項から第3項までの規定による措置に結びつかなくとも、特定空家等に該当する可能性があると認められるか否か、当該空家等に対する措置を講ずる必要があるか否か、あるとすればどのような内容の措置を講すべきか等を確かめようすることは、目的が正当なものであるとして許容されるものと解される。一方、当該空家等の敷地内に立ち入らずとも目的を達成し得る場合には、不必要に立入調査を実施することは認められない。

イ 所有者等に対する事前の通知

市町村長は、空家等と認められる場所に立入調査を行おうとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない（法第9条第3項本文）。この「5日」の期間の計算については、期間の初日は参入しないものと解される。

特に、1.により、空家等の所有者等と連絡が取れなかった場合には、空家等の所有者等は、当該空家等の状況を把握していない可能性があることから、事前の通知に当たって所有者等と連絡が取れた際には、立入調査の根拠のほか、立入調査をしようとするに至った理由等について、十分に説明するよう努めるべきである。また、立入調査を行う際、所有者等の立会いを得ることは、立入調査を円滑に実施することができるとともに、関係者が当該空家等の状況や所有者等の事情等を共有することで、対応方針の早期決定につながることが期待されることから、有用であると考えられる。

一方、所有者等に対し通知することが困難であるときは通知は要しない（法第9条第3項ただし書）。

ロ 身分を示す証明書の携帯と提示

空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書（参考様式1）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない（法第9条第4項）。

ハ 留意事項

(イ) 法に基づく立入調査は、相手方が立入調査を拒否した場合等の過料が定められ

ている（法第16条第2項）が、相手方の抵抗を排除してまで調査を行う権限を認めるものではない。すなわち、明示的な拒否があった場合に、物理的強制力を行使してまで立入調査をすることはできない。

- (ロ) 法に基づく立入調査は行政調査であり、「法第14条第1項から第3項までの施行のため」という行政目的の達成のためにのみ認められるものであり、別の目的のために当該立入調査を行うことは認められない。特に、犯罪捜査のために行政調査を行うことは許されず、この点は法第9条第5項に明示されているところである。
- (ハ) 空家等は、所有者等の意思を確認することが困難な場合があるところ、倒壊等の危険があるなどの場合に、空家等と認められる場所の門扉が閉じられている等敷地が閉鎖されていることのみをもって敷地内に立ち入れないとなると、法の目的が十分に達成できないおそれがある。また、立入調査を行っても、現に居住や使用がなされている建築物に比してそのプライバシーの侵害の程度は相対的に軽微である。このため、門扉が閉じられている等の場合であっても、物理的強制力の行使により立入調査の対象とする空家等を損壊させるようなことのない範囲内の立入調査は許容され得るものと考えられる。
- (ニ) 空家等と認められるとして立ち入った結果、建物内に占有者がいる等使用実態があることが判明した場合は、当該建築物は「特定空家等」に該当しないこととなり、それ以降、立入調査を継続することはできない。この場合、占有者等の同意の下で社会通念上相当と認められる範囲で所有者等の確認等（例えば、所有者の確認、当該建築物をどのように使用しているのか等）を行うことは、法第9条第1項の調査として許容されるものと解される。なお、建築物等に立ち入った時点において当該建築物等が「空家等と認められる場所」であった以上、使用実態があることが判明する以前の立入調査は適法な行為である。

（2）データベース（台帳等）の整備と関係部局への情報提供

法第11条に定める空家等に関するデータベースの整備等についての考え方は、「基本指針」一4に示すとおり、「特定空家等」については、その所在地、現況、所有者等の氏名などに加えて、「特定空家等」に対する措置の内容及びその履歴についても併せて記載する等により、継続的に把握していく必要がある。」とされているところである。

また、特定空家等に対する措置に係る事務を円滑に実施するためには、当該市町村の関係内部部局との連携が不可欠であることから、空家等施策担当部局は、必要に応じて特定空家等に関する情報を関係内部部局に提供し、共有することが望ましい。特に、法第14条第2項に基づき勧告がなされた場合、当該「特定空家等」に係る土地については、固定資産税等のいわゆる住宅用地特例の対象から除外されることとなるため、少なくとも税務部局（特別区においては都。以下同じ。）に対しては、空家等施策担当部局から常に「特定空家等」に係る最新情報を提供し、税務部局の事務に支障を来すようなことがないようにしなくてはならない。

また、関係内部部局において所有者等の情報を含むデータベースを共有する場合は、個人情報が漏えいすることのないよう、細心の注意を払う必要がある。

(3) 特定空家等に関する権利者との調整

法第14条に基づき「特定空家等に対する措置」を講じようとする「特定空家等」について、その措置の過程で、抵当権等の担保物権や賃貸借契約による賃貸借権が設定されていること等が判明することが考えられる。この場合、同条に基づく「特定空家等に対する措置」は、客観的事情により判断される「特定空家等」に対してなされる措置であるため、命令等の対象となる「特定空家等」に抵当権等が設定されていた場合でも、市町村長が命令等を行うに当たっては、関係する権利者と必ずしも調整を行う必要はなく、基本的には当該抵当権者等と「特定空家等」の所有者等とによる解決に委ねられるものと考えられる。

3. 特定空家等の所有者等への助言又は指導（法第14条第1項）

法に基づく「特定空家等」の措置は、当該「特定空家等」の所有者等に対する助言又は指導といった行政指導により、所有者等自らの意思による改善を促すことから始めることがとされている。

(1) 特定空家等の所有者等への告知

イ 告知すべき事項

助言又は指導に携わる者は、その特定空家等の所有者等に対して、

- ・ 当該助言又は指導の内容及びその事由
- ・ 当該助言又は指導の責任者

を明確に示さなければならない。

また、助言又は指導後の対応として、

- ・ 助言又は指導に係る措置を実施した場合は、遅滞なく当該助言又は指導の責任者に報告すること
- ・ 助言又は指導をしたにも関わらず、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認められるときは、市町村長は勧告を行う可能性があること
- ・ 市町村長が勧告をした場合は、地方税法の規定に基づき、当該特定空家等に係る敷地について固定資産税等のいわゆる住宅用地特例の対象から除外されることとなること

についても、当該特定空家等の所有者等に対してあらかじめ示し、所有者等自らの改善を促すよう努めるべきである。

助言及び指導は、口頭によることも許容されているが、改善しなかった場合の措置を明確に示す必要がある場合には、書面で行うことが望ましい。

ロ 助言又は指導の趣旨及び内容

特定空家等の所有者等は当該特定空家等の状況を把握していない可能性があること等を考慮し、助言又は指導の趣旨を示す際には、根拠規定のみならず、

- ・ どの建築物等が特定空家等として助言又は指導の対象となっているのか

- ・当該特定空家等が現状どのような状態になっているのか
 - ・周辺の生活環境にどのような悪影響をもたらしているか
- 等について、分かりやすく示すことが望ましい。

また、助言又は指導できる措置の内容は、当該特定空家等についての除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置であるが、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態のいずれでもない特定空家等については、建築物等の全部を除却する措置を助言又は指導することはできないことに留意されたい（法第14条第1項括弧書き）。

（2）措置の内容等の検討

市町村長の助言又は指導により、その対象となった特定空家等の状態が改善された場合は、助言又は指導の内容は履行されたこととなるが、この場合においても、その履歴を記録しておくべきである。

一方、助言又は指導を受けた特定空家等が改善されないと認められるときは、市町村長は、当該特定空家等の所有者等に対し、繰り返し助言又は指導を行うべきか、必要な措置を勧告すべきかどうか、勧告する場合はどのような措置とするか等について検討する。その際、法第7条に基づく協議会において協議すること等も考えられる。なお、協議会で協議する場合には、協議の過程で当該特定空家等の所有者等に係る個人情報が外部に漏えいすることのないよう、細心の注意を払う必要がある。

4. 特定空家等の所有者等への勧告（法第14条第2項）

（1）勧告の実施

市町村長は、法第14条第1項に基づき助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該特定空家等の所有者等に対し、相当の猶予期限を付けて、必要な措置をとることを勧告することができる（同条第2項）。

勧告を行う場合は、その特定空家等の所有者等に対して、

- ・当該勧告に係る措置の内容及びその事由
- ・当該勧告の責任者

を明確に示さなければならない。

また、勧告を行う際には、

- ・勧告に係る措置を実施した場合は、遅滞なく当該勧告の責任者に報告すべきであること
- ・正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合、市町村長は命令を行う可能性があること
- ・地方税法の規定に基づき、当該特定空家等に係る敷地について固定資産税等のいわゆる住宅用地特例の対象から除外されること

についても併せて示すべきである。

勧告は、措置の内容を明確にするとともに、勧告に伴う効果を当該特定空家等の所

有者等に明確に示す観点から、書面（参考様式2）で行うものとする。

また、勧告の送達方法について具体的な定めではなく、直接手交、郵送などの方法から選択することが考えられる。勧告は、相手方に到達することによって効力を生じ、相手方が現実に受領しなくとも相手方が当該勧告の内容を了知し得るべき場所に送達されたら到達したとみなされるため、的確な送達の方法を選択すべきである。郵送の場合は、より慎重を期す観点から、配達証明郵便又は配達証明かつ内容証明の郵便とすることが望ましい。

なお、市町村長が特定空家等に対して必要な措置に係る勧告を講ずるに当たり、特定空家等の所有者等が複数存在する場合には、市町村長が確知している当該特定空家等の所有者等全員に対して勧告を行う必要がある。

市町村長による勧告を受けた特定空家等の建物部分とその敷地のいずれかが当該勧告後に売買等された結果として所有者等が変わってしまったとしても、当該勧告は建物部分とその敷地とを切り離すことなく「特定空家等」の所有者等に対して講じられた措置であり、売買等による変更のなかった所有者等に対する効力は引き続き存続することから、建物部分又はその敷地の所有者等のいずれかが当該勧告に係る措置を履行しない限り、当該勧告に伴う効果は継続する。なお、当然のことながら、このような場合において、新たに「特定空家等」の建物部分又はその敷地の所有者等となった者に対し、市町村長はできる限り迅速に、改めて勧告を講ずる必要がある（当然、助言又は指導から行う必要がある）。

また、市町村長による勧告を受けた後に「特定空家等」が売買等により、建物部分とその敷地いずれについても所有者等が変わってしまった場合には、勧告の効力が失われるため、本来元の所有者等により講じられるべきであった措置の履行を促す観点から、新たに当該「特定空家等」の所有者等となった者に対し、市町村長はできる限り迅速に、改めて勧告を講ずる必要がある。その際、勧告の効力の有無は、固定資産税等のいわゆる住宅用地特例の適用関係に影響を与えるため、税務部局とも十分連携を図る必要がある。

イ 相当の猶予期限

「相当の猶予期限」とは、勧告を受けた者が当該措置を行うことにより、その周辺の生活環境への悪影響を改善するのに通常要すると思われる期間を意味する。具体的の期間は対象となる特定空家等の規模や措置の内容等によって異なるが、おおよそのところは、物件を整理するための期間や工事の施工に要する期間を合計したものを標準とすることが考えられる。

ロ 勧告に係る措置の内容

勧告に係る措置を示す際には、下記に留意されたい。

- (イ) 当該特定空家等の所有者等が、具体的に何をどのようにすればいいのかが理解できるように、明確に示す必要がある。すなわち、「壁面部材が崩落しそうで危険なため対処すること」といった概念的な内容ではなく、例えば「壁面部材が崩落しないよう、東側2階部分の破損した壁板を撤去すること」等の具体的な措置内容を示すべきである。また、建築物を除却する場合にあっても、建築物全部の除却

なのか、例えば2階部分等一部の除却なのか等除却する箇所を明確に示す必要がある。

(ロ) 措置の内容は、周辺の生活環境の保全を図るという規制目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内のものとしなければならない。したがって、例えば改修により目的が達成され得る事案に対し、いたずらに除却の勧告をすることは不適切である。

(2) 関係部局への情報提供

市町村長が、法に基づき特定空家等の所有者等に対して勧告した場合には、2(2)に述べたとおり、速やかに税務部局等関係内部部局に情報提供を行うことが必要である。

5. 特定空家等の所有者等への命令（法第14条第3項～第8項）

市町村長は、上記勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる（法第14条第3項）。

イ 正当な理由

この「正当な理由」とは、例えば所有者等が有する権原を超えた措置を内容とする勧告がなされた場合等を想定しており、単に措置を行うために必要な金銭がないことは「正当な理由」とはならないと解される。

ロ 特に必要があると認めるとき

「特に必要があると認めるとき」とは、比例原則を確認的に規定したものであり、対応すべき事由がある場合において的確な権限行使を行うことは当然認められる。

ハ 相当の猶予期限

「相当の猶予期限」の解釈は、4(1)イの勧告における「相当の猶予期限」と同義である。

二 命令の形式

命令の形式については、命令の内容を正確に相手方に伝え、相手方への命令の到達を明確にすること等処理の確実を期す観点から、書面で行うものとする。

ホ 命令の送達方法

命令の送達方法について具体的な定めはないが、勧告の送達方法に準じるものとする。

ヘ 法における特例手続

命令については、法第14条第13項により行政手続法第12条（処分の基準）及び第14条（不利益処分の理由の提示）を除き、同法第3章（不利益処分）の規定を適用しないこととし、その代わりに法第14条第4項から第8項までに、命令を行う際に必要な手続を定めている。この手続の具体的な内容として、措置を命じようとする者は、意見書を提出するだけでなく公開による意見の聴取を行うことを請求する権利も保障されている（法第14条第5項）。

(1) 所有者等への事前の通知（法第14条第4項）

市町村長は、措置を命じようとする者又はその代理人に対し、あらかじめ所定の事項を記載した通知書（参考様式3）を交付しなければならない。記載する事項は、

- ・ 命じようとする措置の内容及びその事由
- ・ 意見書の提出先
- ・ 意見書の提出期限

とされている（法第14条第4項）。

当該通知書を交付する相手は、「措置を命じようとする者又はその代理人」とされており、措置を命じようとする者が代理人を選任できることが明示的に示されている。代理人は、当該命令に関する一切の行為をすることができるが、行政手続法第16条の規定を踏まえ、代理人の資格は書面で証明しなければならないとともに、代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した者は、書面でその旨を市町村長に届け出なければならない。

また、当該通知書においては、法第14条第4項に示す通知事項のほか、当該通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことが請求できること（同条第5項）について、あらかじめ示すことが望ましい。

なお、当該通知書の交付は、従前の命令の内容を変更しようとする場合も同様である。

イ 命じようとする措置の内容

命じようとする措置は、法第14条第2項に基づき行った「勧告に係る措置」であり、措置の内容は明確に示さなければならない。

その他の留意事項については、4（1）口を参照されたい。

ロ 措置を命ずるに至った事由

市町村長は当該命じようとする措置の事由を示さなければならない（法第14条第4項）。どの程度の事由を示さなければならないのかについて法に特段の定めは置かれていながら、単に根拠法令の条項を示すだけでは不十分であると考えられ、当該特定空家等がどのような状態にあって、どのような悪影響をもたらしているか、その結果どのような措置を命ぜられているのか等について、所有者等が理解できるように提示すべきである。

ハ 意見書の提出先及び提出期限

市町村長は、当該措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならないとされている（法第14条第4項）。意見書及び証拠の提出は、命令の名あて人となるべき者にとって自己の権利利益を擁護するために重要な機会となるものであるから、行政手続法第15条第1項を踏まえれば、提出期限は意見書や証拠の準備をするのに足りると認められる期間を設定しなければならない。

(2) 所有者等による公開による意見聴取の請求（法第14条第5項）

命令に係る通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができるとしている（法第14条第5項）。この「5日」の期間の計算については、期間の初日は算入しないものと解される。

なお、意見聴取の請求がなく当該期間を経過した場合には、（1）ハの意見書の提出期限の経過をもって、直ちに法第14条第3項に基づく命令をすることができる。

(3) 公開による意見の聴取（法第14条第6項～第8項）

市町村長は、命令に係る通知の交付を受けた者から、上記の意見の聴取の請求があった場合においては、当該措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない（法第14条第6項）。なお、これらの者が出頭しない場合は意見聴取の請求がない場合と同様に取り扱って差し支えないとして解される。また、「公開による」とは、意見聴取を傍聴しようとする者がある場合にこれを禁止してはならないというにとどまり、場内整理等の理由により一定者数以上の者の入場を制限することまで否定するものではない。

市町村長は、意見の聴取を行う場合においては、当該措置を命じようとする者又はその代理人に対し、意見聴取の期日の3日前までに、

- ・ 命じようとする措置
- ・ 意見の聴取の期日及び場所

を通知するとともに、これを公告しなければならない（法第14条第7項）。なお、通知は、意見聴取を実施する日の3日前までに相手方に到達しなければならない点に留意されたい。また、「3日」の期間の計算については（2）と同様、期間の初日は算入しないものと解される。

通知の方式について定めではなく、口頭での通知も可能と解されるが、処理の確実性を期す観点からは、書面によることが望ましい。公告の方式についても定めではなく、当該市町村で行われている通常の公告方式でよいと考えられる。

措置を命じようとする者又はその代理人は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる（法第14条第8項）。この際、市町村長は、意見聴取の円滑な進行のため、過度にわたらない程度に証人の数を制限し、また証拠の選択をさせることは差し支えないと解される。

(4) 命令の実施

（1）の事前の通知に示した意見書の提出期限までに意見書の提出がなかった場合、事前の通知書の交付を受けた日から5日以内に（2）の意見聴取の請求がなかった場合（意見聴取の請求があった場合において請求した者が出頭しなかった場合を含む。）、意見書の提出又は意見聴取を経てもなお当該命令措置が不当でないと認められた場合は、法第14条第3項の規定に基づき、当該措置を命令することができる。

命令はその内容を正確に相手方に伝え、相手方への命令の到達を明確にすること等

処理の確実性を期す観点から、書面（参考様式4）で行うものとする。また、当該命令は行政争訟の対象となる処分であり、当該命令に対し不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により当該市町村長に異議申立てを行うことができる^{*1}。したがって、命令においては、同法第57条第1項^{*2}の規定に基づき、

- ・当該処分につき不服申立てをすることができる旨
- ・不服申立てをすべき行政庁
- ・不服申立てをすることができる期間

について、示さなければならない。

※1 平成26年に成立した（新）行政不服審査法（平成26年法律第68号）において、不服申立ての手続を審査請求に一元化することとなっており（新法第2条）、新法施行後は当該市町村長に審査請求を行うこととなる。（新法第4条第1号、なお、新法の施行日は、公布の日（平成26年6月13日）から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日。）

※2 改正後の行政不服審査法においては第82条第1項

なお、本項による市町村長の命令に違反した者は、50万円以下の過料に処することとなる（法第16条第1項）。過料の徴収手続については、非訟事件手続法に規定がある。手続の開始は裁判所の職権によるが、裁判所が職権探知により事件を立件することは事実上不可能であり、一般的には、通知を受けて手続が開始されている。このため、裁判所の職権の発動を促すため、違反事実を証する資料（過料に処せられるべき者の住所地を確認する書類、命令書又は立入調査を拒んだ際の記録等）を添付して、過料事件の通知を管轄地方裁判所に行なうことが考えられる。この場合の管轄裁判所は、過料に処せられるべき者の住所地の地方裁判所である。過料事件の審理においては、当事者の陳述を聴き、検察官の意見が求められる。ただし、裁判所が、相当と認めるときは、当事者の陳述を聴かないで過料の裁判をすることができ、当事者はこの略式裁判手続に対しては、裁判の告知を受けた日から一週間に異議を申し立てができる。異議があったときは、前の裁判はその効力を失い、改めて当事者の陳述を聴いた上で更に裁判が行われる。

（5）標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法による公示（法第14条第11項・第12項）

市町村長は、法第14条第3項の規定による命令をした場合は、第三者に不測の損害を与えることを未然に防止する観点から、必ず標識（参考様式5）の設置をするとともに、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他市町村が適切と認める方法により同項の規定による命令が出ている旨を公示しなければならない（法第14条第11項、同法施行規則本則）。

標識は、命令に係る特定空家等に設置することができ（法第14条第12項）、当該特定空家等において、目的を達成するのに最も適切な場所を選定してよいと解されるが、社会通念上標識の設置のために必要と認められる範囲に限られる。

6. 特定空家等に係る代執行（法第14条第9項）

(1) 実体的要件の明確化

法第14条第9項は、行政代執行の要件を定めた行政代執行法第2条の特則であり、「第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないとき」は、行政代執行法の定めるところに従い、代執行できることとしたものである。

代執行できる措置については、

- ・他人が代わってすることのできる義務（代替的作為義務）に限られること
- ・当該特定空家等による周辺の生活環境等の保全を図るという規制目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内のものとしなければならないこと

の2つの要件を満たす必要がある。

その他手続等については、全て行政代執行法の定めるところによる。

(2) 手続的要件（行政代執行法第3条～第6条）

イ 文書による戒告（行政代執行法第3条第1項）

代執行をなすには、

- ・相当の履行期限を定め、
- ・その期限までに義務の履行がなされないときは、代執行をなすべき旨を、予め文書（参考様式6）で戒告しなければならない。また、戒告を行う際には、5（4）の命令を行う際と同様、行政不服審査法第57条第1項の規定に基づき、書面で必要な事項を相手方に示さなければならない。

行政代執行法に基づく代執行の手続は戒告に始まるが、戒告は、義務を課す命令とは別の事務として、代執行の戒告であることを明確にして行うべきであると解される。なお、代執行の戒告であることを明確にして行うべきではあるものの、戒告が命令と同時に実行されることには必ずしも妨げられるものではないとされている。

「相当の履行期限」について定めはないが、戒告は、その時点において命令に係る措置の履行がなされていないことを前提として、義務者が自ら措置を行うように督促する意味をもつものであるから、少なくとも戒告の時点から起算して当該措置を履行することが社会通念上可能な期限でなければならないと解される。

戒告においては、市町村長による命令措置が履行されないときに、当該市町村長が当該特定空家等について具体的にどのような措置を代執行することとなるのかを相手方に通知する観点から、義務の内容を明確に記載しなければならない。

なお、戒告の送達方法についての留意事項は、5. ニを参照されたい。

□ 再戒告

戒告において定められた措置命令の履行期限までに履行がなされないときは、市町村長は、直ちに代執行令書による通知の手続に移らず、再度戒告を重ね、義務者自らそれを履行する機会を与えることも認められると考えられる。どの時点で代執行を実行するかについては、市町村長において、例えば客観的事情から義務の履行期限を更に延長することが社会通念上許され難い状況にあるのか、又は再戒告によ

り義務者自身による履行が期待され得るのか等の状況を勘案して判断することとなる。

ハ 代執行令書（行政代執行法第3条第2項）

義務者が前述の戒告を受けて、指定の期限までにその義務を履行しないときは、市町村長は、代執行令書（参考様式7）をもって、

- ・代執行をなすべき時期
- ・代執行のために派遣する執行責任者の氏名
- ・代執行に要する費用の概算による見積額

を義務者に通知する。

なお、代執行令書を通知する際には、5（4）の命令を行う際と同様、行政不服審査法第57条第1項の規定に基づき、書面で必要な事項を相手方に示さなければならぬ。

（イ）代執行をなすべき時期

代執行令書による通知と代執行をなすべき時期の時間的間隔について定めはなく、市町村長の裁量に委ねられるが、例えば特定空家等の除却を行う必要がある場合には、義務者が当該特定空家等から動産を搬出すること等に配慮することが望ましい。

（ロ）代執行のために派遣する執行責任者の氏名

何人を執行責任者とするかは、代執行権者が適宜決定することとなる。

（3）非常の場合又は危険切迫の場合（行政代執行法第3条第3項）

非常の場合又は危険切迫の場合において、命令の内容の実施について緊急の必要があり、前述の戒告及び代執行令書による通知の手続をとる暇がないときは、その手続を経ないで代執行をすることができる。

（4）執行責任者の証票の携帯及び呈示（行政代執行法第4条）

法における代執行権者である市町村長は、執行責任者に対して、「その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票」を交付しなければならない。

また、執行責任者は、執行責任者証（参考様式8）を携帯し、相手方や関係人の要求があるときは、これを提示しなければならない。

（5）代執行の対象となる特定空家等の中の動産の取扱い

代執行の対象となる特定空家等の中に相当の価値のある動産が存する場合、まず、所有者に運び出すよう連絡し、応じない場合は保管し、所有者に期間を定めて引き取りに来るよう連絡することが考えられる。その場合、いつまで保管するかは、法務部局と協議して適切に定める。

（6）費用の徴収（行政代執行法第5条・第6条）

代執行に要した一切の費用は、行政主体が義務者から徴収する。当該費用について、

行政主体が義務者に対して有する請求権は、行政代執行法に基づく公法上の請求権であり、義務者から徴収すべき金額は代執行の手数料ではなく、実際に代執行に要した費用である。したがって、作業員の賃金、請負人に対する報酬、資材費、第三者に支払うべき補償料等は含まれるが、義務違反の確認のために要した調査費等は含まれない。

市町村長は、文書（納付命令書）において、

- ・ 実際に要した費用の額
- ・ その納期日

を定め、その納付を命じなければならない（行政代執行法第5条）。

行政代執行法の規定においては、代執行の終了後に費用を徴収することのみが認められ、代執行終了前の見積による暫定額をあらかじめ徴収することは認められない。

費用の徴収については、国税滞納処分の例^{※3}による強制徴収が認められ（行政代執行法第6条第1項）、代執行費用については、市町村長は、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有する（同条第2項）。

※3 納税の告知（国税通則法（昭和37年法律66号）第36条第1項）、督促（同法第37条第1項）、財産の差押え（国税徴収法第47条）、差押財産の公売等による換価（同法第89条以下、第94条以下）、換価代金の配当（同法第128条以下）の手順。

7. 過失なく措置を命ぜられるべき者を確知することができない場合（法第14条第10項）

法第14条第3項に基づき必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて助言又は指導及び勧告が行われるべき者を確知することができないため命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる（いわゆる略式代執行。同条第10項）。

法第14条第10項に基づく略式代執行は、同条第3項の規定により「必要な措置を命じようとする場合」を前提としているから、仮に当該措置を命ぜられるべき者が確知されている場合に、必要な措置を命ずるに至らない程度のものについて略式代執行を行うことは認められないことに留意されたい。

法第14条第10項の規定により略式代執行をするための要件は、

- ・ 過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないこと
- ・ その措置が、他人が代わってすることができる作為義務（代替的作為義務）であること

である。その他手続については、後述の「事前の公告」（法第14条第10項）を経た上で、法第14条第9項と同様である。

（1）「過失がなくて」「確知することができない」場合

「過失がなくて」とは、市町村長がその職務行為において通常要求される注意義務を履行したことの意味する。また、「確知することができない」とは、措置を命ぜられ

るべき者の氏名及び所在をともに確知しえない場合及び氏名は知りえても所在を確知しえない場合をいうものと解される。

どこまで追跡すれば「過失がなくて」「確知することができない」と言えるかについての定めはないが、少なくとも、不動産登記簿情報等一般に公開されている情報や住民票情報等市町村が保有する情報、法第10条に基づく固定資産課税情報等を活用せずに所有者等を特定しようとした結果、所有者等を特定することができなかつた場合にあっては、「過失がない」とは言い難いと考えられる。

(2) 事前の公告（法第14条第10項）

法第14条第10項に基づく代執行を行う場合においては、相当の期限を定めて、

- ・当該措置を行うべき旨
- ・その期限までに当該措置を行わないときは、市町村長又はその措置を命じた者
若しくは委任した者がその措置を行うべき旨

をあらかじめ公告しなければならない。

公告の方法としては、当該市町村の掲示板に掲示し、かつ、その掲示があったことを官報に少なくとも1回掲載することを原則とするが、相当と認められるときは、官報への掲載に代えて、当該市町村の「広報」・「公報」等に掲載することをもって足りるものと解される。また、公告の期間については、最後に官報等に掲載した日又はその掲載に代わる掲示を始めた日から2週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなされるものと解される（参考：民法（明治29年法律89号）第98条及び民事訴訟法（平成8年法律第109号）第111条・第112条、行政手続法第31条の規定により準用する同法第15条第3項）。

(3) 代執行の対象となる特定空家等の中の動産の取扱い

代執行の対象となる所有者が不明の特定空家等の中に相当の価値のある動産が存する場合、まず、運び出すよう公示し、連絡が無い場合は保管し、期間を定めて引き取りに来るよう公示することが考えられる。その場合、いつまで保管するかは、法務部局と協議して適切に定める。

(4) 費用の徴収

本項の代執行は行政代執行法の規定によらないものであることから、代執行に要した費用を強制徴収することはできない。すなわち、義務者が後で判明したときは、その時点で、その者から代執行に要した費用を徴収することができるが、義務者が任意に費用支払をしない場合、市町村は民事訴訟を提起し、裁判所による給付判決を債務名義として民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく強制執行に訴えることとなる（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の2第3号）。

8. 必要な措置が講じられた場合の対応

特定空家等の所有者等が、助言若しくは指導、勧告又は命令に係る措置を実施したこ

とが確認された場合は、当該建築物等は「特定空家等」ではなくなる。市町村においては、勧告又は命令をしている場合には当該勧告又は命令を撤回するとともに、当該建築物が特定空家等でなくなったと認められた日付、講じられた措置の内容等をデータベースに記録し、速やかに関係内部部局に情報提供することが望ましい。

特に税務部局に対しては、勧告又は命令が撤回された場合、固定資産税等のいわゆる住宅用地特例の要件を満たす家屋の敷地については、当該特例の適用対象となることから、可能な限り速やかにその旨を情報提供することが必要である。

また、必要な措置が講じられた空家等の所有者等に対しては、例えば、当該所有者等から措置が完了した旨の届出書の提出を受け、当該届出書を受領したものとの写しを返却する等により、当該所有者等に対し「特定空家等」でなくなったことを示すことも考えられる。

[別紙1] 「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」

であるか否かの判断に際して参考となる基準

「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」であることを判断する際は、以下の1.（1）若しくは（2）又は2.に掲げる状態（将来そのような状態になることが予見される場合を含む。）に該当するか否かにより判断する。以下に例示したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判断していく必要がある。

1. 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある。

（1）建築物が倒壊等するおそれがある。

以下のイ又はロに掲げる事項に該当するか否かにより判断する。イ又はロに例示したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判断していく必要がある。

イ 建築物の著しい傾斜

部材の破損や不同沈下等の状況により建築物に著しい傾斜が見られるかなどを基に総合的に判断する。

調査項目の例	・基礎に不同沈下がある。 ・柱が傾斜している。
--------	----------------------------

【参考となる考え方】

下げ振り等を用いて建築物を調査できる状況にある場合、1/20超の傾斜が認められる場合（平屋以外の建築物で、2階以上の階のみが傾斜している場合も、同様の数値で取り扱うことも考えられる。）

※「被災建築物応急危険度判定マニュアル」財団法人日本建築防災協会／全国被災建築物応急危険度判定協議会

ロ 建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等

（イ）基礎及び土台

基礎に大きな亀裂、多数のひび割れ、変形又は破損が発生しているか否か、腐食又は蟻害によって土台に大きな断面欠損が発生しているか否か、基礎と土台に大きなずれが発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。

調査項目の例	・基礎が破損又は変形している。 ・土台が腐朽又は破損している。 ・基礎と土台にずれが発生している。
--------	---

【参考となる考え方】

- ・基礎のひび割れが著しく、土台に大きなずれが生じ、上部構造を支える役目を果たさなくなっている箇所が複数生じている場合

※「震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針」(監修 国土交通省住宅局建築指導課／財団法人日本建築防災協会)

- ・土台において木材に著しい腐食、損傷若しくは蟻害があること又は緊結金物に著しい腐食がある場合

※「特殊建築物等定期調査業務基準」(監修 国土交通省住宅局建築指導課／財団法人日本建築防災協会)

(ロ) 柱、はり、筋かい、柱とはりの接合等

構造耐力上主要な部分である柱、はり、筋かいに大きな亀裂、多数のひび割れ、変形又は破損が発生しているか否か、腐食又は蟻害によって構造耐力上主要な柱等に大きな断面欠損が発生しているか否か、柱とはりの接合状況などを基に総合的に判断する。

調査項目の例	<ul style="list-style-type: none">・柱、はり、筋かいが腐朽、破損又は変形している。・柱とはりにずれが発生している。
--------	---

【参考となる考え方】

複数の筋かいに大きな亀裂や、複数の柱・はりにずれが発生しており、地震時に建築物に加わる水平力に対して安全性が懸念される場合

(2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある。

(イ) 屋根ふき材、ひさし又は軒

全部又は一部において不陸、剥離、破損又は脱落が発生しているか否か、緊結金具に著しい腐食があるか否かなどを基に総合的に判断する。

調査項目の例	<ul style="list-style-type: none">・屋根が変形している。・屋根ふき材が剥落している。・軒の裏板、たる木等が腐朽している。・軒がたれ下がっている。・雨樋がたれ下がっている。
--------	--

【参考となる考え方】

目視でも、屋根ふき材が脱落しそうな状態を確認できる場合

(ロ) 外壁

全部又は一部において剥離、破損又は脱落が発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。

調査項目の例	<ul style="list-style-type: none">・壁体を貫通する穴が生じている。・外壁の仕上材料が剥落、腐朽又は破損し、下地が露出している。・外壁のモルタルやタイル等の外装材に浮きが生じている。
--------	---

【参考となる考え方】

目視でも、上部の外壁が脱落しそうな状態を確認できる場合

(ハ) 看板、給湯設備、屋上水槽等

転倒が発生しているか否か、剥離、破損又は脱落が発生しているか否か、支持部分の接合状況などを基に総合的に判断する。

調査項目の例	<ul style="list-style-type: none">・看板の仕上材料が剥落している。・看板、給湯設備、屋上水槽等が転倒している。・看板、給湯設備、屋上水槽等が破損又は脱落している。・看板、給湯設備、屋上水槽等の支持部分が腐食している。
--------	--

【参考となる考え方】

目視でも、看板、給湯設備、屋上水槽等の支持部分が腐食している状態を、確認できる場合

(ニ) 屋外階段又はバルコニー

全部又は一部において腐食、破損又は脱落が発生しているか否か、傾斜が見られるかなどを基

に総合的に判断する。	
調査項目 の例	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外階段、バルコニーが腐食、破損又は脱落している。 ・屋外階段、バルコニーが傾斜している。
【参考となる考え方】 目視でも、屋外階段、バルコニーが傾斜している状態を確認できる場合	
(b) 門又は扉	
全部又は一部においてひび割れや破損が発生しているか否か、傾斜が見られるかなどを基に総合的に判断する。	
調査項目 の例	<ul style="list-style-type: none"> ・門、扉にひび割れ、破損が生じている。 ・門、扉が傾斜している。
【参考となる考え方】 目視でも、門、扉が傾斜している状態を確認できる場合	

2. 擁壁が老朽化し危険となるおそれがある。

擁壁の地盤条件、構造諸元及び障害状況並びに老朽化による変状の程度などを基に総合的に判断する。	
調査項目 の例	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁表面に水がしみ出し、流出している。 ・水抜き穴の詰まりが生じている。 ・ひび割れが発生している。
【参考となる考え方】 擁壁の種類に応じて、それぞれの基礎点（環境条件・障害状況）と変状点の組み合わせ（合計点）により、擁壁の劣化の背景となる環境条件を十分に把握した上で、老朽化に対する危険度を総合的に評価する。 ※「宅地擁壁老朽化判定マニュアル（案）」（国土交通省都市局都市安全課）	

[別紙2] 「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態」

であるか否かの判断に際して参考となる基準

「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態」であることを判断する際は、以下の（1）又は（2）に掲げる状態（将来そのような状態になることが予見される場合を含む。）に該当するか否かにより判断する。以下に例挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判断していく必要がある。

（1）建築物又は設備等の破損等が原因で、以下の状態にある。

状態の例	<ul style="list-style-type: none">・吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状況である。・浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。・排水等の流出による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
------	--

（2）ごみ等の放置、不法投棄が原因で、以下の状態にある。

状態の例	<ul style="list-style-type: none">・ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。・ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
------	--

[別紙3] 「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」

であるか否かの判断に際して参考となる基準

「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」であることを判断する際は、以下の（1）又は（2）に掲げる状態に該当するか否かにより判断する。以下に例挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判断していく必要がある。

（1）適切な管理が行われていない結果、既存の景観に関するルールに著しく適合しない状態となっている。

状態の例	・景観法に基づき景観計画を策定している場合において、当該景観計画に定める建築物又は工作物の形態意匠等の制限に著しく適合しない状態となっている。
	・景観法に基づき都市計画に景観地区を定めている場合において、当該都市計画に定める建築物の形態意匠等の制限に著しく適合しない、又は条例で定める工作物の形態意匠等の制限等に著しく適合しない状態となっている。
	・地域で定められた景観保全に係るルールに著しく適合しない状態となっている。

（2）その他、以下のような状態にあり、周囲の景観と著しく不調和な状態である。

状態の例	・屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置されている。
	・多数の窓ガラスが割れたまま放置されている。
	・看板が原型を留めず本来の用をなさない程度まで、破損、汚損したまま放置されている。
	・立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している。
	・敷地内にごみ等が散乱、山積したまま放置されている。

[別紙4] 「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」

であるか否かの判断に際して参考となる基準

「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」であることを判断する際は、以下の（1）、（2）又は（3）に掲げる状態に該当するか否かにより判断する。以下に列举したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判断していく必要がある。

（1）立木が原因で、以下の状態にある。

状態の例	<ul style="list-style-type: none">立木の腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や家屋の敷地等に枝等が大量に散らばっている。立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている。
------	---

（2）空家等に住みついた動物等が原因で、以下の状態にある。

状態の例	<ul style="list-style-type: none">動物の鳴き声その他の音が頻繁に発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。動物のふん尿その他の汚物の放置により臭気が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。敷地外に動物の毛又は羽毛が大量に飛散し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。多数のねずみ、はえ、蚊、のみ等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。住みついた動物が周辺の土地・家屋に侵入し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。
------	--

（3）建築物等の不適切な管理等が原因で、以下の状態にある。

状態の例	<ul style="list-style-type: none">門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易に侵入できる状態で放置されている。屋根の雪止めの破損など不適切な管理により、空き家からの落雪が発生し、歩行者等の通行を妨げている。周辺の道路、家屋の敷地等に土砂等が大量に流出している。
------	---

[参考様式1：第9条第4項 立入調査員証]

(表面)

○○第○○号	
立入調査員証	
所 属	刻印
職 名	(写真)
氏 名	
生年月日 年 月 日	
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。	
年 月 日 発行(年 月 日まで有効)	
○○市長 ○○ ○○ 印	

(裏面)

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)(抜粋)
第9条 (略)

2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意

この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

[参考様式2：第14条第2項 勧告書]

平成〇年〇月〇日
〇〇第〇〇号

〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号
〇〇 〇〇 殿

〇〇市長
〇〇 〇〇 印
(担当 〇〇部〇〇課)

勧告書

貴殿の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、貴殿に対して対策を講じるように指導してきたところですが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第14条第2項の規定に基づき勧告します。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地 〇〇市××町×丁目×番地×号
用 途 住宅
所有者の住所及び氏名
〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号 〇〇 〇〇

2. 勧告に係る措置の内容

(何をどのようにするのか、具体的に記載)

3. 勧告に至った事由

(特定空家等がどのような状態にあって、どのような悪影響をもたらしているか、当該状態が、
①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
のいずれに該当するか具体的に記載)

4. 勧告の責任者 〇〇市〇〇部〇〇課長 〇〇 〇〇
連絡先：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

5. 措置の期限 平成〇年〇月〇日

- ・上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告すること。
- ・上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第14条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- ・上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

[参考様式3：第14条第4項 命令に係る事前の通知書]

平成〇年〇月〇日
〇〇第〇〇号

〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号
〇〇 〇〇 殿

〇〇市長
〇〇 〇〇 印
(担当 〇〇部〇〇課)

命令に係る事前の通知書

貴殿の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、貴殿は、法第14条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、〇〇市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地 〇〇市××町×丁目×番地×号
用 途 住宅
所有者の住所及び氏名
〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号 〇〇 〇〇

2. 命じようとする措置の内容

(何をどのようにするのか、具体的に記載)

3. 命ずるに至った事由

(特定空家等がどのような状態にあって、どのような悪影響をもたらしているか、具体的に記載)

4. 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先

〇〇市〇〇部〇〇課長 宛
送付先：〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号
連絡先：〇〇〇〇一〇〇一〇〇〇〇

5. 意見書の提出期限 平成〇年〇月〇日

- 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。

平成〇年〇月〇日
〇〇第〇〇号

〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号
〇〇 〇〇 殿

〇〇市長
〇〇 〇〇 印
(担当 〇〇部〇〇課)

命 令 書

貴殿の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により、法第14条第3項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

については、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地 〇〇市××町×丁目×番地×号
用 途 住宅
所有者の住所及び氏名
〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号 〇〇 〇〇

2. 措置の内容

(何をどのようにするのか、具体的に記載)

3. 命ずるに至った事由

(特定空家等がどのような状態にあって、どのような悪影響をもたらしているか、具体的に記載)

4. 命令の責任者 〇〇市〇〇部〇〇課長 〇〇 〇〇
連絡先：〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇

5. 措置の期限 平成〇年〇月〇日

- 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- 本命令に違反した場合は、法第16条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- 上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することができます。
- この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条及び第45条の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に〇〇市長に対し異議申立てをすることができます。

注：平成26年に成立した行政不服審査法（平成26年法律第68号）において、不服申立ての手続を審査請求に一元化することとなっており（新法第2条）、新法施行後は当該市町村長に審査請求を行うことになる。（新法第4条第1号、なお、新法の施行日は、公布の日（平成26年6月13日）から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日。）また、新法における審査請求期間は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月を経過するまで（新法第18条第1項）となる。

[参考様式5：第14条第11項 標識]

標 識

下記特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき措置をとることを、平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により、命ぜられています。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地 〇〇市××町×丁目×番地×号
用 途 住宅

2. 措置の内容

(何をどのようにするのか、具体的に記載)

3. 命ずるに至った事由

(特定空家等がどのような状態にあって、どのような悪影響をもたらしているか、具体的に記載)

4. 命令の責任者 〇〇市〇〇部〇〇課長 〇〇 〇〇 連絡先：〇〇〇〇一〇〇一〇〇〇〇

5. 措置の期限 平成〇年〇月〇日

[参考様式6：第14条第9項の規定に基づく行政代執行 戒告書]

平成〇年〇月〇日

〇〇第〇〇号

〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号

〇〇 〇〇 殿

〇〇市長

〇〇 〇〇 印

(担当 〇〇部〇〇課)

戒 告 書

貴殿に対し平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により貴殿の所有する下記特定空家等の（除却）*を行うよう命じました。この命令を平成〇年〇月〇日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第9項の規定に基づき、下記特定空家等の（除却）*を執行いたしますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき貴殿から徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

特定空家等

- (1) 所在地 〇〇市××町×丁目×番地×号
- (2) 用 途 住宅
- (3) 構 造 木造2階建
- (4) 規 模 建築面積 約 60m²
延べ床面積 約100m²
- (5) 所有者の住所及び氏名

〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号 〇〇 〇〇

- ・ この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条及び第45条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇市長に対し異議申立てをすることができます。

注：平成26年に成立した行政不服審査法（平成26年法律第68号）において、不服申立ての手続を審査請求に一元化することとなっており（新法第2条）、新法施行後は当該市町村長に審査請求を行うことになる。（新法第4条第1号、なお、新法の施行日は、公布の日（平成26年6月13日）から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日。）また、新法における審査請求期間は、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月を経過するまで（新法第18条第1項）となる。

※措置の内容（除却、修繕、立木竹の伐採等）に応じて記載

[参考様式7：第14条第9項の規定に基づく行政代執行 代執行令書]

平成〇年〇月〇日

〇〇第〇〇号

〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号

〇〇 〇〇 殿

〇〇市長

〇〇 〇〇 印

(担当 〇〇部〇〇課)

代執行令書

平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により貴殿の所有する下記特定空家等を平成〇年〇月〇日までに(除却)※するよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第9項の規定に基づき、下記のとおり代執行をおこないますので、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第2項の規定により通知します。

また、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき貴殿から徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1. (除却)※する物件

〇〇市××町×丁目×番地×号

住宅(附属する門、塀を含む) 約100m²

2. 代執行の時期

平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで

3. 執行責任者

〇〇市〇〇部〇〇課長 〇〇 〇〇

4. 代執行に要する費用の概算見積額

約〇,〇〇〇,〇〇〇円

- この処分について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条及び第45条の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇市長に対し異議申立てをすることができます。

注: 平成26年に成立した行政不服審査法(平成26年法律第68号)において、不服申立ての手続を審査請求に一元化することとなっており(新法第2条)、新法施行後は当該市町村長に審査請求を行うことになる。(新法第4条第1号、なお、新法の施行日は、公布の日(平成26年6月13日)から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日。) また、新法における審査請求期間は、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月を経過するまで(新法第18条第1項)となる。

※措置の内容(除却、修繕、立木竹の伐採等)に応じて記載

[参考様式8：第14条第9項の規定に基づく行政代執行 執行責任者証]

(表面)

執行責任者証	○○第○○号
○○部○○課長 ○○○○	
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。	
平成○年○月○日	
○○市長	○○○○ 印
記	
1. 代執行をなすべき事項 代執行令書（平成○年○月○日付け○○第○○号）記載の○○市××町×丁目×番地×号の建築物の除却	
2. 代執行をなすべき時期 平成○年○月○日から平成○年○月○日までの間	

(裏面)

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）
第14条（以上略）

9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10～15（略）

行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋）
第4条

代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

○桑名市空家等指導要綱

平成29年3月31日

告示第87号

改正 平成31年3月29日告示第83号

(趣旨)

第1条 この告示は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）の適切な実施を図るために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、使用する用語の意義は、法、特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（以下「ガイドライン」という。）及び行政代執行法（昭和23年法律第43号。以下「代執行法」という。）に使用する用語の例による。

(適用範囲等)

第3条 この告示は、本市全域の空家等に適用し、当該空家等により生じる次条以降の手続きは、関係する各所管において行うものとする。

(相談又は通報等)

第4条 市長は、市内に居住する者、本市の区域内に滞在する者（通勤、通学等をする者を含む。）及び区域内を通過する者（以下「市民等」という。）からの適切な管理が行われていない空家等に係る相談又は通報等を受けた場合は、市民等から桑名市空家等相談依頼書（様式第1号）の提出を求めるものとする。

(行政関与の要否の判断)

第5条 市長は、前条の規定により、適切な管理が行われていない空家等に係る具体的な事案を把握した場合は、当該空家等の状態及びその周辺の生活環境への悪影響の程度を外観目視調査票（様式第2号）により調査し、行政関与の要否を判断するものとする。

(立入調査に係る所有者等に対する事前の通知)

第6条 市長は、前条の規定により、行政の関与が必要であると判断した場合は、法第9条の規定に基づく立入調査を行うものとする。ただし、当該空家等の敷地内に立ち入らずとも目的を達成し得る場合は、この限りでない。

2 前項の立入調査を行う場合は、その5日前までに当該空家等の所有者等に対して、桑名市空家等立入調査実施通知書（様式第3号）により通知するものとする。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難な場合は、この限りでない。

(立入調査に係る身分を示す立入調査員証の携帯と提示)

第7条 市長は、前条の規定により立ち入ろうとする者に対してあらかじめ、その身分を示す証明書を交付し、携帯させ、当該空家等の所有者等及びその関係者から請求があった場合は、これを提示するものとする。

2 前項の身分を示す証明書の交付に係る申請は、桑名市立入調査員証申請書（様式第4号）により行い、桑名市立入調査員証（様式第5号）により交付するものとする。

3 前項による立入調査員証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならないものとする。

4 第2項による立入調査員証を紛失したときは、直ちに桑名市立入調査員証紛失届（様式第6号）を市長へ提出するものとする。

5 第2項による立入調査員証の再交付を受けようとする場合は、桑名市立入調査員証再交付申請書（様式第7号）を市長へ提出するものとする。なお、前項による場合を除き従前の立入調査員証は、当該申請書に添えて市長に返還するものとする。

6 第2項による立入調査員証の有効期限又は職務外となった場合は、桑名市立入調査員証返還届（様式第8号）に当該立入調査員証を添えて市長に返還するものとする。

(特定空家等に該当するか否かを判定する基準)

第8条 市長は、立入調査を行った場合は、特定空家等判定評価票（様式第9号）に基づき特定空家等に該当するか否かを判定するものとする。

2 前項の規定により、特定空家等に該当した場合は、特定空家等の所有者等に対し、特定空家等該当通知書（様式第10号）を送付するものとする。ただし、過失がなく、当該所有者等を確知することができないときは、この限りでない。

(助言又は指導)

第9条 市長は、前条の規定により通知を行った場合は、ガイドラインに基づき措置が必要であるか否かを判断し、特定空家等の所有者等に対し、指導書（様式第11号）により措置をとるよう助言又は指導を行うものとする。

(関係各所管への情報提供)

第10条 市長は、第8条第2項の規定により通知を行った場合は、必要に応じて特定空家等に関する情報を関係各所管に提供し迅速な対応に努めるものとする。

(勧告)

第11条 市長は、第9条の規定による助言又は指導を行った場合で、特に必要があると認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、法第14条第2項に基づき勧告書（様式第12号）により措置をとるよう勧告を行うものとする。

2 前項による勧告の送達方法は、慎重を期す観点から配達証明郵便又は配達かつ内容証明の郵便を原則とするものとする。

(命令に係る事前の通知)

第12条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がないにも関わらず、その勧告に係る措置をとらなかった場合で、特に必要があると認めるときは、法第14条第3項に規定する命令をする前に、あらかじめ当該勧告を受けた者に対し、法第14条第4項に基づき命令に係る事前の通知書（様式第13号）により通知を行うものとする。なお、従前の命令の内容を変更しようとする場合も同様とする。

(公開による意見聴取の請求)

第13条 前条の規定による通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、法第14条第5項に基づき意見の聴取請求書（様式第14号）を提出することにより、公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

(公開による意見の聴取実施の通知)

第14条 市長は、前条の規定による請求があった場合は、意見聴取の期日の3日前までに、当該勧告を受けた者又はその代理者に、公開による意見の聴取実施通知書（様式第15号）により通知を行うとともに、これを公告するものとする。

2 前2条の規定に定めのない事項については、桑名市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成16年桑名市規則第21号）の規定を準用する。

(命令)

第15条 市長は、第13条の規定による請求がなかった場合（意見聴取の請求があった場合において請求した者が出頭しなかった場合を含む。）又は意見聴取を経てもなお、当該命令措置が不当でないと認められた場合で、特に必要があると認めるときは、当該特定空家等の所有者等に対し、法第14条第3項に基づき命令書（様式第16号）により相当の猶予期間を付けて、その勧告に係る措置をとることの命令を行うものとする。

2 第11条第2項の規定は、前項の規定による命令をする場合に準用する。

(標識の設置)

第16条 市長は、前条の規定に基づき命令を行った場合は、法第14条第11項に基づき標識（様式第17号）の設置をするとともに、当該命令が出ている旨を公示するものとする。

(戒告)

第17条 市長は、第15条の規定による命令を行った場合で、当該命令の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても期限までに完了する見込みがないときで、特に必要があると認めるときは、あらかじめ当該命令を受けた者に対し、代執行法第3条第1項に基づき戒告書（様式第18号）により戒告を行うものとする。

2 第11条第2項の規定は、前項の規定による戒告をする場合に準用する。

(再戒告)

第18条 市長は、前条の戒告に定められた措置命令の履行期限までに履行がなされないときは、直ちに代執行令書による通知の手続きに移らず、当該戒告を受けた者に対し、再戒告書（様式第19号）により再度戒告を行うものとする。ただし、措置命令の履行期限を更に延長することが困難な状況にある場合はこの限りでない。

(代執行令書の通知)

第19条 市長は、戒告又は再戒告の履行期限までに履行なされないときは、戒告又は再戒告を受けた者に対し、代執行法第2条に基づき代執行令書（様式第20号）により代執行を行うものとする。

(執行責任者の証票の携帯及び提示)

第20条 市長は、執行責任者に対し、執行責任者証（様式第21号）を交付し、執行責任者は、代執行法第4条に基づき当該執行責任者証を携帯し、当該空家等の所有者等及びその関係者から請求があつた場合は、これを提示するものとする。

(代執行費用納付命令書)

第21条 市長は、第20条に規定にする代執行を行つた場合は、代執行を受けた者に対し、代執行法第5条に基づき代執行費用納付命令書（様式第22号）により代執行に要した費用の納付を命ずるものとする。

(略式代執行)

第22条 市長は、法第14条第10項に基づき代執行を行う場合、あらかじめ公告の手続きを経た上で代執行法の定めるところに従い行うものとする。

(非常の場合又は危険切迫の場合)

第23条 市長は、特定空家等の建築部材若しくは附属する工作物の脱落、飛散、崩壊等又は立木竹の倒伏により、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼしている事態などの非常の場合又は危険切迫の場合において、命令の内容の実施について緊急の必要があると判断した場合は、法第14条第9項の規定により、代執行法第3条第3項に基づき、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

2 市長は前項の措置を講じた場合は、当該特定空家等の所在地及び当該措置の内容を当該特定空家等の所有者等に空家等措置完了通知書（様式第23号）により送付するものとする。ただし、所有者等又はその連絡先を確知することができない場合は公告するものとする。

(必要な措置が講じられた場合の対応)

第24条 第8条第2項により通知を受けた者が必要な措置を講じた場合は、特定空家等措置完了届出書（様式第24号）を提出するものとする。

2 市長は、前項の届出書の提出を受理した場合は、その写しを当該空家等の所有者等に返却し、特定空家等でなくなったことを示すものとする。

(その他)

第25条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第83号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

桑名市空家等相談依頼書

年 月 日

(宛先) 桑名市長

住所

氏名

電話番号

次のとおり、適切な管理が行われていない空家等に係る相談を依頼します。

空家等の所在地	
空家等の所有者等	建築物等：
	その敷地：
空家等となった時期	年 月頃
空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている状況（管理の状況）：	

備考（添付書類）

- 1 位置図（付近見取図）
- 2 記録写真

様式第2号（第5条関係）

外観目視調査票

調査場所		地区	自治会No.	空家No.	自治会名	
		桑名市				
現地確認	調査日	年月日				
	現地確認者	所属			氏名	
		所属			氏名	
		所属			氏名	
建築物の概要	用途	1.専用住宅 5.店舗	2.長屋住宅 6.事務所	3.共同住宅 7.倉庫・車庫	4.併用住宅 8.その他	
	構造	1.木造 4.その他	2.鉄骨造	3.鉄筋コンクリート造		
	階数	地上	階／地下	階		
	利用状況	1.居住中 4.その他	2.空家	3.解体済		
	エネルギーの使用状況	1.開栓	2.メーターが動いていない	3.不明	4.設備機具なし	5.その他
		電気		備考		
		ガス		備考		
	水道		備考			
	危険な状況	建物	建物の破損等			
			屋根材・外壁の破損等			
窓等の破損						
附属		看板・門・塀の破損				
		擁壁の破損				
衛生		石綿等の飛散				
		浄化槽の放置				
		臭気の発生				
環境		立木の老朽・飛散				
		住みついだ動物				
	ゴミなどの散乱					
備考		A	適正に管理されていると思われる	B	適正に管理されていないと思われる	
		C	このまま放っておくと危険と思われる	判定		
空家等外観写真						
撮影日	年月日	撮影日	年月日			

様式第3号（第6条関係）

桑名市空家等立入調査実施通知書

第 号

年 月 日

様

桑名市長

貴殿が所有する又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要なため、下記のとおり法第9条第2項の規定により立ち入って調査を行いますので、その旨を同条第3項の規定により通知します。

については、所有者等の立会いが可能な場合は、本通知が到達した日の翌日から起算して5日以内に下記まで連絡してください。

なお、空家等の所有等について下記の内容と異なる場合又は既に何らかの措置を講じている場合は、下記まで連絡してください。

記

1 立入調査の対象となる空家等の所在地

2 立入調査の日時 年 月 日 () 午前・午後 時～

3 立入調査の趣旨及び内容

4 立入職員の所属及び連絡先

備考

- この通知による法第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、法第16条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処されます。

様式第4号（第7条関係）

桑名市立入調査員証申請書

第 号

年 月 日

(宛先)

桑名市長

所属

職名

氏名

(職員番号

印

)

桑名市空家等指導要綱第7条の規定に基づく桑名市立入調査員証について、次のとおり申請します。

申請日	年 月 日
理由等	

様式第5号（第7条関係）

(表面)

桑名市立入調査員証

第 号

所属：

職名：

氏名：

生年月日： 年 月 日

顔写真

上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査する者である権限を有することを証明する。

年 月 日発行（ 年 月 日まで有効）

桑名市長

(裏面)

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）

第9条（略）

2 市長村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市長村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを掲示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意

この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

氏名

生年月日 年 月 日

様式第6号（第7条関係）

桑名市立入調査員証紛失届

第 号

年 月 日

(宛先)

桑名市長

所属

職名

氏名

(職員番号

印

)

桑名市空家等指導要綱第7条の規定に基づく桑名市立入調査員証紛失について、次のとおり届け出ます。

理由等	<input type="checkbox"/> 紛失	状況
	<input type="checkbox"/> 毀損	
	<input type="checkbox"/> 汚損	
交付番号		

様式第7号（第7条関係）

桑名市立入調査員証再交付申請書

第 号

年 月 日

(宛先)

桑名市長

所属

職名

氏名

(職員番号

印

)

桑名市空家等指導要綱第7条の規定に基づく桑名市立入調査員証再交付について、次のとおり申請します。

申請日	年 月 日
理由等	

様式第8号（第7条関係）

桑名市立入調査員証返還届

第 号

年 月 日

(宛先)

桑名市長

所属

職名

氏名

(職員番号)

印

)

桑名市空家等指導要綱第7条の規定に基づく桑名市立入調査員証返還について、次のとおり届け出ます。

申請日	年 月 日
交付番号	第 号
交付日	年 月 日
再交付日	年 月 日
理由	

様式第9号（第8条関係）
特定空家等判定評価票

【そのまま放置すれば倒壊等、著しく保安上危険となる恐れのある状態】であるか否かの基準

評価項目等				評点 (A)	(A)の内 最高点 (B)	
建築物 が著し く保安 上危険 となる 恐れが ある	建築物が 倒壊等す る恐れが ある	建築物の 著しい傾 斜	基礎に不同沈下がある	②		
			柱の傾斜	傾斜が1/120	①	
				傾斜が1/120を超え1/60未満	②	
				傾斜が1/60以上で1/20未満	③	
	建築物の 構造上主 要な部分 の損傷等	基礎の破損、 変形等		一部に破損、変形等、又は兆候	①	
			複数箇所に破損、変形等	②		
			基礎石、基礎の破断	③		
		土台の破損、 変形等	一部に破損、変形等、又は兆候	①		
			複数箇所に破損、変形等	②		
			土台の破断	③		
		基礎と土台の ずれ	一部にずれ	①		
			複数の基礎石にずれ	②		
			全体的にずれ	③		
		基礎耐力上主要な部分が玉石			②	
		柱、梁等に破 損変形等	一部に破損、変形等、又は兆候	①		
			複数箇所に破損、変形等	②		
			過半以上に破損、変形等	③		
		柱と梁のずれ	一部にずれ	①		
複数箇所にずれ	②					
全体的にずれ	③					
床、フローリング材	床等の腐朽、又は損傷			①		
屋根、外 壁等が脱 落、飛散 するおそ れがある	屋根ふき 材、ひさ し又は軒	屋根の変形等	崩落の兆候	②		
			一部(1/4未満)に崩落	③		
			1/4以上に崩落	④		
	屋根ふき材の 剥離等	1/10未満の範囲に脱落、剥離、ずれ	①			
		一部(1/10以上1/2未満)に脱落等	②			
		1/2以上に脱落等	③			
	軒の裏板、垂 木の腐朽等	腐朽、腐食、又は兆候	①			
		一部(1/4未満)に崩落	②			
		ほぼ全てにわたり崩落	③			
	軒の垂れ下が り	一部の垂れ下がり	①			
		概ね全体の垂れ下がり	②			
		ほぼ全てにわたり崩落	③			
	雨樋の垂れ下 がり	一部の垂れ下がり	①			
		概ね全体の垂れ下がり	②			
		ほぼ全てにわたり崩落	③			

建築物が著しく保安上危険となる恐れがある	屋根、外壁等が脱落、飛散するおそれがある	外壁	壁体を貫通する穴	穴を貫通する兆候	①	
				一部に穴	②	
				1/4以上に穴	③	
			外壁仕上材料の破損、変形等	1/10未満に破損、変形等	①	
				一部に脱落等	②	
				1/2以上に脱落等	③	
			外壁のモルタルやタイル等の外装材に浮き		②	
			戸、窓等	複数に破損、変形等の兆候	①	
				複数に破損、変形等	②	
				過半に破損、変形、脱落等	③	
擁壁が老朽化し危険となるおそれがある		看板、給湯設備、屋上水槽等	看板仕上材料の剥落等	看板の仕上材料の剥落	①	
				看板、給湯設備、屋上水槽等の転倒	②	
				看板、給湯設備、屋上水槽等の破損又は脱落	③	
				看板、給湯設備、屋上水槽等の支持部分の腐朽等	③	
		建築物に付属する工作物	大規模な工作物の破損、変形等	大規模な工作物の破損、変形等	①	
				大規模な工作物の一部の破損、変形等	②	
				大規模な工作物の概ね過半(約1/2以上)の破損、変形等	③	
				小規模な工作物の破損、変形等	②	
		屋外階段又はバルコニー	屋外階段、バルコニーの腐食、破損、又は脱落		②	
			屋外階段、バルコニーの傾斜		③	
		門又は堀等	ひび割れ、破損、変形等の兆候		①	
			一部(約1/2未満)に傾斜、崩落、腐朽等		②	
			概ね過半(約1/2以上)に傾斜、崩落、腐朽等		③	
擁壁表面の水のしみ出し、流出				(B)のうちの最高点	(C)	
				【そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態】であるか否かの基準		
建築物又は設備等の破損が原因による状態				吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状態	④	
				浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障	②	
				排水等の流出による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障	②	
				ごみ等の放置、不法投棄による、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生し地域住民の日常生活に支障	③	
(B)のうちの最高点				(C)		

【適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態】であるか否かの基準						
周囲の景観と著しく不調和な状態	屋根、外壁等が汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置	(③)				
	多数の窓ガラスが割れたまま放置	(③)				
	看板等が原型を留めず本来の用をなさない程度まで、破損、汚損したまま放置	(④)				
	立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂	(③)				
	敷地内のごみ等が散乱、山積みしたまま放置	(④)				
(B)のうちの最高点				(C)		
【その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態】であるか否かの基準						
立木が原因による状態	立木の腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や家屋の敷地等に枝等が大量に散乱	(③)				
	立木の枝が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行の妨げ	(③)				
	雑草、又は立木が敷地の全体にわたって繁茂	(③)				
空家等に住みついた動物等が原因による状態	動物の鳴き声その他の音が頻繁に発生し、地域住民の日常生活に支障	(②)				
	動物のふん、尿その他の汚物の放置により臭気が発生し、地域住民の日常生活に支障	(③)				
	敷地外に動物の毛、又は羽毛が大量に飛散し、地域住民の日常生活に支障	(③)				
	多数のねずみ、はえ、蚊、ノミ等が発生し、地域住民の日常生活に支障	(③)				
	住みついた動物が周辺の土地、家屋に侵入し、地域住民に悪影響を及ぼすおそれ	(③)				
	シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来し、地域住民に悪影響を及ぼすおそれ	(④)				
建築物等の不適切な管理等が原因による状態	門扉等が施錠されていない、窓ガラスが割れている等特定多数の者が容易に侵入できる状態である	開口部の開放、脱落の状態(防犯面)	面積が0.3m ² 未満の大きさの戸、窓等の常時開放、又は脱落	(②)		
			面積が概ね0.3m ² 以上の大きさの戸、窓等の常時開放、又は脱落	(③)		
			面積が概ね0.9m ² 以上の大きさの戸、窓等の常時開放、又は脱落	(④)		
		外壁の亀裂等の状態	面積が0.3m ² 未満の大きさの穴、亀裂等	(②)		
			面積が概ね0.3m ² 以上の大きさの穴、亀裂等	(③)		
			面積が概ね0.9m ² 以上の大きさの穴、亀裂等	(④)		
		扉、柵等の穴、亀裂等	面積が0.3m ² 未満の大きさの穴、亀裂等	(②)		
			面積が概ね0.3m ² 以上の大きさの穴、亀裂等	(③)		
			面積が概ね0.9m ² 以上の大きさの穴、亀裂等	(④)		
	屋根の雪止めの破損など不適切な管理により、空き家等から落雪が発生し、歩行者等の通行の妨げ				(④)	
	周辺の道路、家屋の敷地等に土砂等が大量に流出				(④)	
(B)のうちの最高点				(C)		
評価4：(C)のうち④が1以上 評価3：(C)のうち④が無く③が8以上 評価2：(C)のうち④が無く②が12以下 評価1：(C)のうち④③が無く②が16以下		備考 ・評価4は特定空家等に該当 ・評価3以下は程度に応じて 特定空家等の有無を判断	評価1～4	特定空家等の有無		
				有	無	

様式第10号（第8条関係）

特定空家等該当通知書

第 号

年 月 日

様

桑名市長

貴殿が所有する又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項の特定空家等に該当すると思われますので、その旨を通知します。

周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置が必要である場合は、法第14条第1項の助言又は指導を行うことになりますので、法第3条の規定に基づき、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めてください。

なお、所有者等については、法第10条の規定に基づき市で調査いたしましたが、貴殿（複数の方が所有者等となる場合があります。）が所有又は管理していない場合、特定空家等の状態が下記の内容と異なる場合又は既に何らかの措置を講じている場合は、事務担当まで連絡してください。

記

1 空家等の所在地：

用 途：

構 造：

規 模：建築面積 約 m²
延べ床面積 約 m²

2 所有者等の氏名：

3 所有者等の住所：

4 特定空家等の状態及び認められる理由：

5 所有者等と判断した理由：

様式第11号（第9条関係）

指導書

第 号

年 月 日

様

桑名市長

貴殿の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を講ずるよう、法第14条第1項の規定に基づき指導します。

記

1 空家等の所在地：

用 途：

構 造：

規 模：建築面積 約 m²
延べ床面積 約 m²

2 所有者等の氏名：

3 所有者等の住所：

4 指導の内容：

5 指導の理由：

6 履行期限： 年 月 日

7 指導の責任者：

連絡先：

備考

- 1 改善措置に着手したとき、又は改善措置が完了したときは、遅滞なく連絡してください。
- 2 指導後、改善されないと認められるときは、市長は法第14条第2項の規定に基づき勧告を行う可能性がありますので、ご了承ください。
- 3 市長が勧告した場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき、当該特定空家等に係る敷地について固定資産税等のいわゆる住宅用地特例の対象から除外されますので、ご了承ください。

様式第12号（第11条関係）

勧告書

第 号

年 月 日

様

桑名市長

貴殿の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、貴殿に対して対策を講じるよう指導してきたところですが、現在に至っても改善がなされていません。については、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を講ずるよう、法第14条第2項の規定に基づき勧告します。

記

1 対象となる特定空家等

所在地：

用途：

構造：

規模：建築面積 約 m²
延べ床面積 約 m²

2 所有者等の氏名：

3 所有者等の住所：

4 勧告に係る措置の内容：

5 勧告に至った事由：

6 勧告の責任者：

連絡先：

7 措置の期限： 年 月 日

備考

- 1 上記7の期限までに上記4に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記6に示す者まで報告すること。
- 2 上記7の期限までに正当な理由がなくて上記4に示す措置を講じなかった場合は、法第14条第3項の規定に基づき、当該措置を講ずることを命ずることがあります。
- 3 上記1に係る敷地が、地方税法第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第13号（第12条関係）

命令に係る事前の通知書

第 号

年 月 日

様

桑名市長

貴殿が所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月
日付け第 号により必要な措置を講ずるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置を講ずることを命令することとなりますので通知します。

なお、貴殿は、法第14条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申しあげます。

記

1 対象となる特定空家等

所在地：

用 途：

構 造：

規 模：建築面積 約 m²
延べ床面積 約 m²

2 所有者等の氏名：

3 所有者等の住所：

4 命じようとする措置の内容：

5 命ずるに至った事由：

6 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先

宛先：

送付先住所：

連絡先：

7 意見書の提出期限： 年 月 日

備考

1 上記4に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記6に示す者まで報告すること。

様式第14号（第13条関係）

意見の聴取請求書

第 号

年 月 日

(宛先)

桑名市長

請求者 住所

氏名

(法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名)

電話 () -

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第5項の規定に基づき、

年 月 日付け第 号により通知を受けた件に関し、意見書の提出に代えて公開による意見の
聴取を請求します。

様式第15号（第14条関係）

公開による意見の聴取実施通知書

第 号

年 月 日

様

桑名市長

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第7項の規定に基づき、
年 月 日付け第 号により請求を受けた件に関し、公開による意見の聴取を実施するため通知します。

特定空家等の所在地	桑名市
期日	年 月 日
場所	
命じようとする措置	

備考

- 1 意見の聴取に代理人が出席する場合には、委任状を意見の聴取の前日までに提出してください。

様式第16号（第15条関係）

命令書

第 号

年 月 日

様

桑名市長

貴殿が所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月
日付け第 号により、法第14条第3項の規定に基づく命令を行う旨を事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知にしました意見書等の提出期限までの意見書等の提出がなされませんでした。

については、下記のとおり措置を講ずることを命令します。

記

1 対象となる特定空家等

所在地：

用 途：

構 造：

規 模：建築面積 約 m²
延べ床面積 約 m²

2 所有者等の氏名：

3 所有者等の住所：

4 措置の内容：

5 命ずるに至った事由：

6 命令の責任者：

連絡先：

7 措置の期限： 年 月 日

備考

- 1 上記4に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記6に示す者まで報告すること。
- 2 本命令に違反した場合は、法第16条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- 3 上記7の期限までに上記4の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続きに移行することができます。

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対し審査請求することができます。

様式第17号（第16条関係）

標識

第 号

下記の特定空家等の所有者等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第3項の規定に基づき措置を講ずることを、 年 月 日付け第 号の命令書により、命ぜられています。

記

1 対象となる特定空家等

所在地：

用 途：

構 造：

規 模：建築面積 約 m²
延べ床面積 約 m²

2 措置の内容：

3 命ずるに至った事由：

4 命令の責任者：

連絡先：

5 措置の期限： 年 月 日

様式第18号（第17条関係）

戒告書

第 号

年 月 日

様

桑名市長

年 月 日付け第 号により貴殿の所有する下記特定空家等について、下記の措置を講ずるよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第9項の規定に基づき、貴殿に代わり市が執行いたしますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定によりその旨を戒告します。
なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき貴殿から徴収します。
また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1 対象となる特定空家等

所在地：

用 途：

構 造：

規 模：建築面積 約 m²
延べ床面積 約 m²

2 所有者等の氏名：

3 所有者等の住所：

4 措置の内容：

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対し審査請求することができます。

様式第19号（第18条関係）

再戒告書

第 号

年 月 日

様

桑名市長

年 月 日付け第 号により貴殿が所有する下記の特定空家等について、下記の措置を年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第9項の規定に基づき、貴殿に代わり市が執行する旨を戒告しましたが、未だに履行されていません。

については、下記特定空家等について、下記の措置を 年 月 日までに履行しないときは、法第14条第9項の規定に基づき、貴殿に代わり市が執行いたしますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定により再度戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき貴殿から徴収します。

また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1 対象となる特定空家等

所在地：

用 途：

構 造：

規 模：建築面積 約 m²
延べ床面積 約 m²

2 所有者等の氏名：

3 所有者等の住所：

4 措置の内容：

教示

1 この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対し審査請求することができます。

様式第20号（第19条関係）

代執行令書

第 号

年 月 日

様

桑名市長

年 月 日付け第 号により貴殿の所有する下記の特定空家等について、下記の措置を年 月 日までに履行するよう戒告又は再戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第9項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定により通知します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき貴殿から徴収します。
また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1 対象となる特定空家等

所在地：

用 途：

構 造：

規 模：建築面積 約 m²
延べ床面積 約 m²

2 所有者等の氏名：

3 所有者等の住所：

4 措置の内容：

5 代執行の時期：

年 月 日から 年 月 日まで

6 執行責任者：

7 代執行に要する費用の概算見積額：

教示

1 この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対し審査請求することができます。

様式第21号（第20条関係）

（表面）

執行責任者証

第 号

部 課長

上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。

年 月 日

桑名市長

記

1 代執行をなすべき事項

代執行令書（ 年 月 日付け第 号）記載の下記所在地の建築物の除去
所在地：

2 代執行をなすべき時期

年 月 日から 年 月 日までの間

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）

第14条（以上略）

9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期日までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところ従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10～15（略）

行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋）

第4条

代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

様式第22号（第21条関係）

代執行費用納付命令書

第 号

年 月 日

様

桑名市長

年 月 日付け第 号の代執行法で通知しましたとおり、行政代執行法（昭和23年法律第43号。以下「法」という。）第2条の規定に基づき代執行に要した費用の金額が決定したので、法第5条の規定に基づき、代執行費用を次のとおり納付するよう命令します。

なお、指定した期日までに納付しないときは、国税滞納処分の例により徴収があるので申し添えます。

記

1 代執行の対象となった特定空家

所在地：

用 途：

構 造：

規 模：建築面積 約 m²

延べ床面積 約 m²

2 所有者等の氏名：

3 所有者等の住所：

4 代執行の内容：

5 代執行の時期：

年 月 日から 年 月 日まで

4 納付期日： 年 月 日

5 納付金額：金 円

6 納付方法：別途納付書兼領収書による。

教示

1 この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対し審査請求することができます。

様式第23号（第23条関係）

特定空家等措置完了通知書

第 号

年 月 日

様

桑名市長

桑名市空家等指導要綱第23条の規定により以下のとおり措置を完了しましたので、関係書類を添えて通知します。

措置完了日	年 月 日
実施場所	桑名市
措置 実施内容	

備考（添付書類）

- 1 位置図（付近見取図）
- 2 記録写真（着手前、作業中、完了）
- 3 その他市長が必要と認めたもの

様式第24号（第24条関係）

第 号

特定空家等措置完了届

年 月 日

(宛先)

桑名市長

住所

氏名

(法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名)

電話（ ）－

桑名市空家等指導要綱第24条の規定により以下のとおり措置を完了しましたので、関係書類を添えて届け出ます。

措置完了日	年 月 日
実施場所	桑名市
措置 実施内容	

備考（添付書類）

- 1 位置図（付近見取図）
- 2 記録写真（着手前、作業中、完了）
- 3 その他市長が必要と認めたもの

様式第1号（第4条関係）
様式第2号（第5条関係）
様式第3号（第6条関係）
様式第4号（第7条関係）
様式第5号（第7条関係）
様式第6号（第7条関係）
様式第7号（第7条関係）
様式第8号（第7条関係）
様式第9号（第8条関係）
様式第10号（第8条関係）
様式第11号（第9条関係）
様式第12号（第11条関係）
様式第13号（第12条関係）
様式第14号（第13条関係）
様式第15号（第14条関係）
様式第16号（第15条関係）
様式第17号（第16条関係）
様式第18号（第17条関係）
様式第19号（第18条関係）
様式第20号（第19条関係）
様式第21号（第20条関係）
様式第22号（第21条関係）
様式第23号（第23条関係）
様式第24号（第24条関係）

行政代執行法

(昭和二十三年五月十五日法律第四十三号)

第一条 行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては、この法律の定めるところによる。

第二条 法律（法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。）により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為（他人が代つてなすことのできる行為に限る。）について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

第三条 前条の規定による処分（代執行）をなすには、相当の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないときは、代執行をなすべき旨を、予め文書で戒告しなければならない。

○2 義務者が、前項の戒告を受けて、指定の期限までにその義務を履行しないときは、当該行政庁は、代執行令書をもつて、代執行をなすべき時期、代執行のために派遣する執行責任者の氏名及び代執行に要する費用の概算による見積額を義務者に通知する。

○3 非常の場合又は危険切迫の場合において、当該行為の急速な実施について緊急の必要があり、前二項に規定する手続をとる暇がないときは、その手続を経ないで代執行をすることができる。

第四条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

第五条 代執行に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対し、文書をもつてその納付を命じなければならない。

第六条 代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

○2 代執行に要した費用については、行政庁は、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有する。

○3 代執行に要した費用を徴収したときは、その徴収金は、事務費の所属に従い、国庫又は地方公共団体の経済の収入となる。

附 則

○1 この法律は、公布の日から起算し、三十日を経過した日から、これを施行する。

○2 行政執行法は、これを廃止する。

附 則 (昭和二六年三月三一日法律第九五号) 抄

1. この法律は、公布の日から施行し、この法律中に特別の定がある場合を除く外、市町村民税に関する改正規定中法人税割に関する部分及び事業税に関する改正規定中法人の行う事業に対する事業税に対する事業税に関する部分については昭和二十六年一月一日の属する事業年度分から、その他の部分については昭和二十六年度分の地方税から適用する。

附 則（昭和三四年四月二〇日法律第一四八号）抄
(施行期日)

1. この法律は、国税徵収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の施行の日から施行する。
(公課の先取特権の順位の改正に関する経過措置)
7. 第二章の規定による改正後の各法令（徵収金の先取特権の順位に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後に国税徵収法第二条第十二号に規定する強制換価手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における当該法令の規定に規定する徵収金の先取特権の順位については、なお従前の例による。

- 附 則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄
1. この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
 2. この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
 3. この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
 4. 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができるところとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
 5. 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
 6. この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。
 8. この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9. 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

令和2年度第1回 桑名市空家等対策協議会 (措置部会)

議題

特定空家等への対応について

令和2年8月3日開催（10時00分～）

会場：桑名市役所 本庁舎 5階中会議室

